

国民年金

関▶市民課市民係 ☎83-2111(代) 内線329



(1) 国民年金の加入

20歳以上60歳未満の人は、国民年金への加入が義務となっています。

国民年金加入者の分類	
第1号被保険者	自営業者・学生など
第2号被保険者	会社員・公務員など
第3号被保険者	専業主婦など会社員・公務員などに扶養されている配偶者

(2) こんなときには必ず届出を

会社をやめたとき	14日以内に市役所へ
配偶者の扶養から外れたとき	14日以内に市役所へ
結婚して配偶者の扶養になったとき	配偶者の勤務先へ
就職したとき	勤務先へ

(3) 年金保険料

第1号被保険者の保険料は、月額16,520円です（令和5年度）。郵便局、銀行などの金融機関のほか、コンビニエンスストアでも保険料を納めることができます。保険料が納められないときは、申請をすれば保険料が免除されることがあります。また、学生の場合には納付猶予される制度もあります。平成31年4月から国民年金保険料の産前産後期間の免除制度があります。

(4) 年金保険料の社会保険料控除

国民年金保険料は、所得税法および地方税法上、健康保険や厚生年金などの社会保険料を納めた場合と同様に、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除され、税額が軽減されます。社会保険料控除の対象となるのは、その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料の全額です。過去の年度分や追納された保険料も含まれます。社会保険料控除を受けるために年末調整や確定申告を行うときは、領収証書など保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要です。

(5) 年金の受給の手続き

老齢基礎年金	65歳になったときから生涯受けられる老後の年金です。60歳から64歳の間に繰り上げて請求することもできます。
障害基礎年金	国民年金に加入中に病気やけがにより障がい者になった場合に受けられる年金です。

このほか、保険料を納付していた人や、年金をもらっていた人が亡くなったときに請求することができる、死亡一時金・寡婦年金・遺族基礎年金・未支給年金などがありますが、これらについては日本年金機構伊那年金事務所にお問い合わせください。

防犯

防ごう 高齢者への 特殊詐欺

高齢者がねらわれやすい特殊詐欺。普段から家族で詐欺の手口や被害について話題にし、不審な電話や訪問を受けたときの対応の仕方や相談窓口を話しあっておきましょう。

特殊詐欺の手口の例

- ・オレオレ詐欺
「会社のカバンを落としてしまった」
- ・預貯金詐欺
「払戻し金がある」
「キャッシュカードを取り替える必要がある」
- ・キャッシュカード詐欺
「口座が悪用されている」
- ・還付金詐欺
「戻ってくるお金があるのでATMへ行ってください」

参考/警察庁ウェブサイト (<https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/sos47/>)

こちらも チェック!

特殊詐欺を未然に防ぐ4か条

- 日頃から家族でよく話し合う
親子で離れて暮らしている場合、こまめに電話するなどしてお互いの情報を共有しておきましょう。
- 防犯機能付きの電話機を利用する
電話をかけた相手から「この通話は防犯のため録音されます」と警告するなど、防犯機能付き電話機は気づかぬうちに迷惑電話を防止します。
- 常に「留守番電話」に設定してもらう
犯人は声を残すことを嫌がります。日頃から電話の相手を確認してから電話に出るなど、犯人と話す機会をつくらないことが大切。
- 事前に家族で「合言葉」を決めておく
電話での呼びかけ方や合言葉を決めておくことも有効です。家族を名乗る電話でも、まず合言葉を確認しましょう。

税金



☎市役所税務課 ☎83-2111(代) 内線271~279

市には、市民が健康で安心した生活をするために欠かすことのできない多くの業務があります。そして、その費用は、市民が、市税等として公平に負担し合っています。

■駒ヶ根市で現在課税している税金

税目	内容	
市税	市民税	個人の所得や法人の利益などに課税
	固定資産税	土地・家屋・償却資産の所有者に課税
	都市計画税	用途地域内の土地・家屋の所有者に課税
	市たばこ税	たばこ製造業者のたばこ売渡しに課税
	軽自動車税	軽自動車・バイクなどの所有者に課税
	入湯税	温泉に入った行為に課税
国民健康保険税	国民健康保険加入者の所得・固定資産税、世帯の加入者数をもとに課税	

(1) 市税

■市民税

市民税には、個人の市民税と法人の市民税があります。個人の市民税は、前年の所得が一定額を超えた場合に負担する均等割と、その人の前年の所得金額に応じて負担する所得割の2つから構成されています。

個人の市民税は、1月1日現在の住所地で1年間納めていただきます。また、所得証明書は、1月1日現在の住所地で発行されます。

区分	税率
均等割	年額5,500円 (内訳：市民税3,500円・県民税2,000円)
所得割	一律10% (内訳：市民税6%・県民税4%)

所得割は、前年1年間の所得をもとに次のような順序で計算されます。

所得金額－所得控除額＝課税標準額 → 課税標準額×税率(10%)－税額控除＝所得割額

所得金額	収入金額から必要経費や給与所得控除額などを差し引いた金額。
所得控除額	医療費控除、社会保険料控除、生命保険料控除、地震保険料控除、障害者控除、配偶者控除、基礎控除など、所得から差し引く金額。
課税標準額	所得金額から所得控除を差し引いた金額で、税額を計算するうえで基準となる金額。
税額控除	所得控除が税率を乗じる前の所得金額から一定の金額を控除するものであるのに対して、税率を乗じて算出した税額から一定の金額を控除するものです。個人市民税の税額控除には、外国税額控除や配当控除、寄附金税額控除などがあります。

広告

税理士及び行政書士業務 P109 D-4

下平昭治税理士事務所

●法人・個人の税務申告と関連業務のサポート
●相続税・贈与税の申告サポート

■駒ヶ根市北町16-10 (北町中央交差点から駅方向に50m、西に上る)

TEL: 0265-81-6988
FAX: 0265-81-6978

■E-mail: shoji.ta@cello.ocn.ne.jp
■税理士：関東信越税理士会伊那支部
■行政書士：長野県行政書士会伊那支部
■認定経営革新等支援機関

気賀沢税理士事務所 P121 F-5

気賀沢税理士事務所

信頼されるオフィスを心がけて37年
税務・会計(法人・個人)相続税・贈与税

■駒ヶ根市赤穂12216
■TEL: 0265-83-1835 ■FAX: 0265-83-8115
■営業時間 / 8:30~17:30 ■定休日 / 土曜、日曜
■URL: <https://kegasawa-masakado.tknf.com/> ■E-mail: kegasawa-masakado@tkcnf.or.jp
■関東信越税理士会所属

■固定資産税

固定資産税は、1月1日現在で市内に土地・家屋・償却資産を所有している人に課税されます。固定資産の評価額などは、毎年、年度当初に通知する納税通知書・課税明細書で確認してください。

■都市計画税

都市計画税は、1月1日現在で市内の都市計画用途地域内に土地・家屋を所有している人に課税されます。都市計画税は、都市計画、土地区画整理を目的とした事業のために使われています。

■軽自動車税

軽自動車税は、4月1日現在で原動機付自転車・軽自動車・二輪の小型自動車等を所有している人に課税されます。※登録してある軽自動車などに乗らなくなったときや、譲ったときは、忘れずに廃車、譲渡の手続きをしてください。※身体障がい者等が所有し専用に使う軽自動車については、軽自動車税の減免を受けることができます。該当する人は、問い合わせてください。

(2) 国民健康保険税

国民健康保険税は、国民健康保険加入者がいる世帯の世帯主に課税されます（加入月分から喪失した日の前月分まで課税されます。）。介護保険2号被保険者（40歳以上65歳未満）がいる世帯は、医療給付費分および後期高齢者支援金分に、介護納付金分が加算されます。

■税率（令和4年度）

	所得割	資産割	均等割	平等割	賦課限度額
医療給付費分	7.30%	16.00%	18,000円	20,000円	65万円
後期高齢者支援金分	2.85%	4.00%	7,400円	6,500円	20万円
介護給付金分	2.19%	7.00%	7,300円	6,400円	17万円

※普通徴収は、年税額を6月から翌年3月までの10回に分けて納めていただきます。

市では、市税等の納付に、便利で確実な口座振替を推進しています。市民課、税務課、中沢・東伊那支所、駒ヶ根駅市民サービスコーナーまたは金融機関・郵便局の窓口で申し込みができますので、通帳と届出印をご持参ください。

またコンビニエンスストア・スマホ決済で納付ができます。対象科目は次のとおりです。

- 市県民税（普通徴収）
- 固定資産税・都市計画税
- 軽自動車税
- 国民健康保険税（普通徴収）

納付できるコンビニエンスストア・スマホアプリ

納付書の記載をご覧ください。

納付できないもの

- 納付額が30万円を超えるもの
- 金額に訂正があるものやバーコードの読み取りができないものなど

広告

税理士、公認会計士 P106 A-4

会計で会社を強くする。元気な会社をつくりましょう！

税理士法人 **mk** パートナース

◎所得税・法人税・消費税・相続税の確定申告、
税務相談など、お気軽にお問い合わせください。
◎金融機関に提出する経営企画の作成、
会計ソフトの導入のご支援もお任せください。

■駒ヶ根市上穂栄町21-20

TEL: 0265-83-4531

■関東財務局・関東経済産業局 認定 経営革新等支援機関
■駒ヶ根事務所 所長 税理士・公認会計士 松崎 堅太郎

